

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 9 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 21 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
I～3	7,840,000 6,272,000	一括	1,568,000	84,426	13,785
1	1,630,000				
2	10,000				
3	6,200,000				
		</			



物 件 目 録

1 所 在 小田原市千代字北町
地 番 472番14
地 目 宅地
地 積 116.24平方メートル

共有者 A 持分12分の6
共有者 B 持分12分の3
共有者 C 持分12分の3

2 所 在 小田原市千代字北町
地 番 472番10
地 目 田
地 積 159平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路
共有者 A 持分120分の6
共有者 B 持分120分の3
共有者 C 持分120分の3

3 所 在 小田原市千代字北町472番地14
家屋 番号 472番14
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき2階建
床 面 積 1階 43.74平方メートル
2階 44.95平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分 12 分の 6
共有者 B 持分 12 分の 3
共有者 C 持分 12 分の 3



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 3日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 小田原市千代字北町
地 番 472番14
地 目 宅地
地 積 116.24平方メートル
共有者 A 持分12分の6
共有者 B 持分12分の3
共有者 C 持分12分の3

2 所 在 小田原市千代字北町
地 番 472番10
地 目 田
地 積 159平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路
共有者 A 持分120分の6
共有者 B 持分120分の3
共有者 C 持分120分の3

3 所 在 小田原市千代字北町472番地14
家屋 番号 472番14
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき2階建
床 面 積 1階 43.74平方メートル
2階 44.95平方メートル



11

物 件 目 録

共有者	A	持分12分の6
共有者	B	持分12分の3
共有者	C	持分12分の3



11

令和6年(ケ)第125号
令和8年4月17日受理
令和8年5月25日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市千代字北町
- 地 番 472 番 14
- 地 目 宅地
- 地 積 116.24 平方メートル
- 共有者 A 持分 12 分の 6
共有者 B 持分 12 分の 3
共有者 C 持分 12 分の 3
- 2 所 在 小田原市千代字北町
- 地 番 472 番 10
- 地 目 田
- 地 積 159 平方メートル
- 共有者 A 持分 120 分の 6
共有者 B 持分 120 分の 3
共有者 C 持分 120 分の 3
- 3 所 在 小田原市千代字北町 472 番地 14
- 家屋 番号 472 番 14
- 種 類 居宅
- 構 造 木造ルーフィングぶき 2 階建
- 床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
2 階 44.95 平方メートル
- 共有者 A 持分 12 分の 6
共有者 B 持分 12 分の 3
共有者 C 持分 12 分の 3

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☒ 公衆用道路 (物件 2) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 (A、B、C) ☐ その他の者 上記の者が物件 1 土地に下記建物を所有し、占有している 物件 2 土地につき、公衆用道路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない 附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 (A、B、C) ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の 仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 申立人代理人	1 本建物には誰も居住していない。 2 物件1土地には、亡Dが所有していた自動車が置かれていると思う。 3 本建物の鍵は私が管理している。鍵は貸し渡せると思うので、裁判所の関係者だけで立入調査を行ってもらって構わない。 (令和8年4月23日電話で聴取)
■ 近隣住民	1 本建物にはDが家族で居住していたが、Dが亡くなり、現在は誰も居住していない。 2 物件2土地は公衆用道路として使用されている。使用方法の取決めや金銭のやりとりはない。 (令和8年5月18日目的物件で聴取)
■ 申立人代理人事務所の事務員	1 物件1土地上の電柱について、申立人代理人が確認したが、設置者からの金銭支払の有無は分からなかった。 (令和8年5月19日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果等から、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 本建物内には、動産類及びゴミ類が置かれていて床面の状況を直接確認できない部分が多く、目視できない箇所にも汚損、破損等のある可能性がある。
- 4 物件1土地上の北西側隅に電柱が1本ある。
- 5 相手方B及び同Cに対し、占有関係等に関する照会書を郵送したが、本日現在回答はない。
- 6 物件1土地は、南西側及び南東側で建築基準法42条1項の私道（物件2土地）に接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月20日(月) 14:00 — 14:05	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項要約書、地積測量図申請・受理
令和8年4月20日(月) 14:50 — 15:00	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和8年4月23日(木) 16:40 — 16:45	当庁	申立人代理人より占有状況等聴取(電話)
令和8年4月23日(木) : — :	当庁	B及びCに対し照会書郵送
令和8年5月18日(月) 14:35 — 15:10	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影)、近隣住民より占有状況等聴取(評価人同行)
令和8年5月19日(火) 13:25 — 13:28	当庁	申立人代理人事務所事務員より電柱の状況につき聴取(電話)
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 5 月 1 8 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Eを立ち合わせ、申立人代理人から借り受けた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ	468-3	ハ	455-16	ヘ	455-6	ト	513-8	リ	522-6	ル	491-1
ロ	455-12	ニ	455-20	ヘ	455-8	チ	464-3	ヌ	472-18	フ	つづ



年代

(6 枚目)

登記年月日：平成25年2月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年4月20日 横浜地方方法務局西瀬二宮支局

(2 枚目)

地 積 測 量 図

地 番	472-14
土地の所在	小田原市千代字北町

座 標 求 積 表

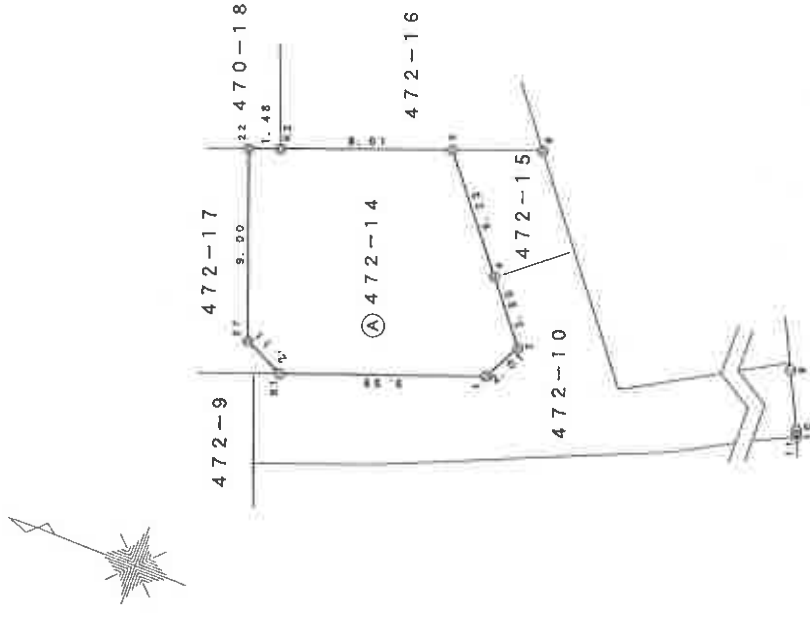
地 番	④ 472-14	
測 点	X _n	Y _n
1	103.973	98.582
K1	112.972	95.241
27	114.879	96.141
22	118.001	104.586
K2	118.616	105.107
5	108.115	107.929
4	105.218	103.068
2	103.026	100.335
		倍 面 積
		-232.498702
		面 積
		116.2493510
		地 積
		116.24 m ²

引 原 点 座 標 一 覧 表

測 点 名	X	座 標	Y	座 標
6		105.152		109.383
9		81.848		109.008
10		80.661		106.588
11		80.551		106.301

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(反 原 尺)



凡 例

境界点	境界線の種類
⑥	既 設 石 垣
①	市 会 議 議 決
④	金 庫 庫 庫
⑤	鉄 道 線

測量年月日	平成25年 2月14日
測量家	佐藤 康 成 実

作成者	横浜市西区楠町18番地4 小池田 土地家屋調査士法人 伊藤・高橋 土地家屋調査士 社員 伊藤 厚
申請人	[Redacted]
縮尺	1 / 250

25年2月14日作成

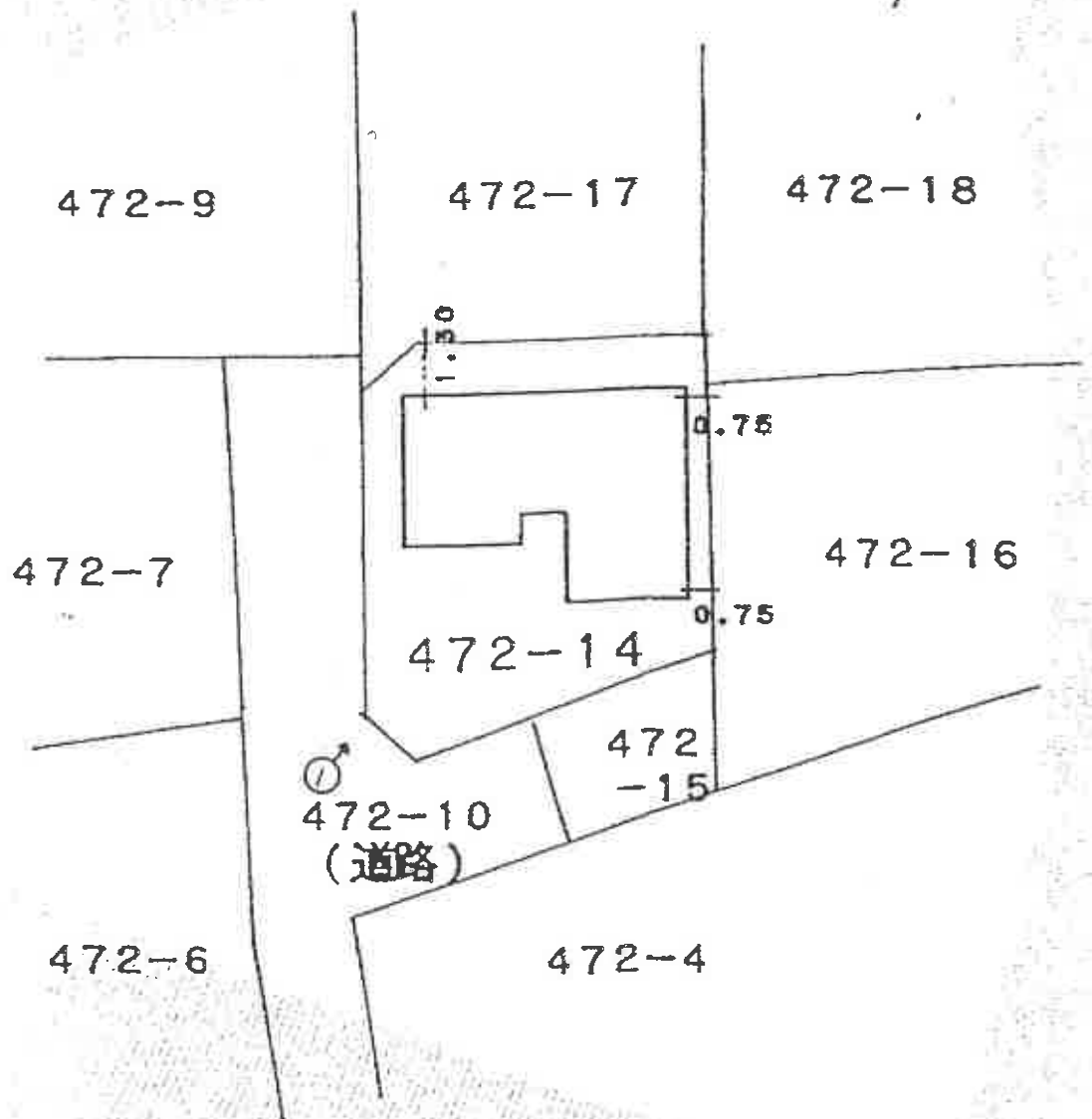
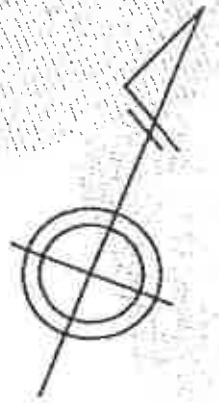
44. 7.2

地圖整理番号：M26171

(8 枚目)

土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向



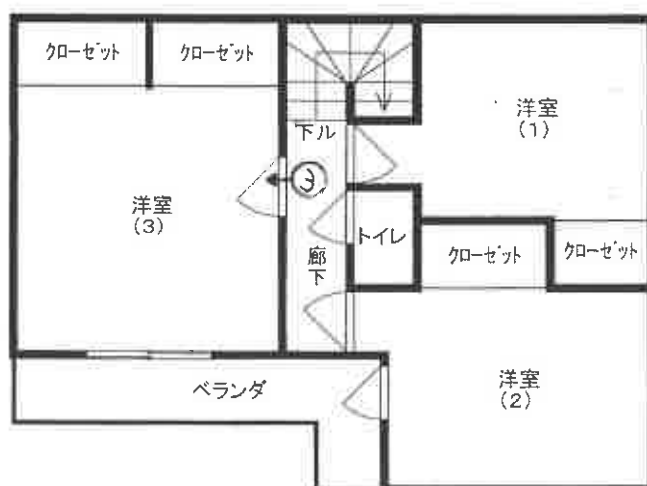
間取見取図



←○ は写真撮影位置・方向



1階



2階

①



②



③



④



⑤



令和 6 年（ケ）第 125 号

令和 8 年 5 月 18 日 現地調査

令和 8 年 5 月 23 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一括価格（合計）	
金7,840,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金1,630,000円
物 件 2（土地）	金10,000円
物 件 3（建物）	金6,200,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		地 目 公衆用道路
3		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市千代字北町
 地 番 472 番 14
 地 目 宅地
 地 積 116.24 平方メートル
 共有者 A 持分 12 分の 6
 共有者 B 持分 12 分の 3
 共有者 C 持分 12 分の 3

- 2 所 在 小田原市千代字北町
 地 番 472 番 10
 地 目 田
 地 積 159 平方メートル
 共有者 A 持分 120 分の 6
 共有者 B 持分 120 分の 3
 共有者 C 持分 120 分の 3

- 3 所 在 小田原市千代字北町 472 番地 14
 家屋 番号 472 番 14
 種 類 居宅
 構 造 木造ルーフィングぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
 2 階 44.95 平方メートル
 共有者 A 持分 12 分の 6
 共有者 B 持分 12 分の 3
 共有者 C 持分 12 分の 3

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 御殿場線「下曾我」駅の南西方約 1km（道路距離）で、徒歩約 13分	
付 近 の 状 況	幅員約 4m私道沿いに、中小規模一般住宅を中心に、アパート等が混在する住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 150% 防火指定無し ①第1種高度地区（建築物の高さ最高限度12m） ②埋蔵文化財包蔵地の隣接地に該当する。
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	116.24㎡ ほぼ台形 南西側間口約 11m（隅切り部分含む）、奥行約 10.5m ほぼ平坦、東側隣接地とはほぼ等高に接面し、北側隣接地は目的土地より約 0.5m高い。
接面道路の状況	南西側幅員約 4m舗装私道（物件2：位置指定道路：建築基準法第42条1項）より、約 0～0.3m高く、約 11m（隅切り部分含む）接面し、南東側幅員約 4m舗装私道（同前）より、約 0～0.3m高く、約 4.5m（隅切り部分含む）接面する準角地である。当該私道は目的物件の先で行き止まりである。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパン設備あり、ボンベなし） なし（浄化槽あり）
特 記 事 項	① 申立人代理人によれば、本土地上には亡Dが所有していた自動車が置かれていると思う。	

	② 北西側隅に電柱が1本ある。 ③ 申立人代理人事務所の事務員によれば、土地上の電柱について、申立人代理人が確認したが設置者からの金銭支払の有無は分からなかった。 ④ 景観計画、景観条例等 ⑤ 宅地造成等工事規制区域
--	--

2. 土地の概況及び利用状況等（物件2）

画 地 条 件 (規模、形状等)	市道接面間口約 7m (隅切り部分含む、位置指定道路図による) 幅員約 4m 延長約 43m 地積 159m² 形状 帯状等で細長く、一部枝分かれする略ト字型の不整形な画地 地勢 ほぼ平坦。隣接地はほぼ等高乃至約 0～ 0.3m高く接面している。 当該私道は南方で舗装市道（建築基準法第42条1項）に連絡している。
土地の利用状況	物件2の土地は、物件1（宅地）が接面する共有の舗装私道〔位置指定道路（昭和45年6月9日位置指定、第3-67号）：建築基準法第42条1項〕であり、不特定多数の者の通行等の用に供されている。
特 記 事 項	① 持分120分の12 ② 物件2の地積測量図と位置指定道路図とは隅切り部分の有無等やや相違があるが、詳細は不明である。 ③ 近隣住民によれば、物件2土地は公衆用道路として使用されている。使用方法の取決めや金銭のやりとりはない。

3. 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成25年7月13日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約13年
	経済的残存耐用年数	約17年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	ルーフィング葺
	外 壁	パネルボード等
	内 壁	クロス貼り等
	天 井	クロス貼り等
	床	フローリング、畳、Pタイル等
	設 備	キッチン、洗面所、浴室、トイレ×2等
	そ の 他	特筆するものはない
床面積（現況）	1階 43.74㎡、2階 44.95㎡、 延床面積 88.69㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現 況 用 途 等	種 類	居宅
	間 取 り	4LDK（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和8年5月18日：内部立入調査 建物共有者（A、B、C）が本建物を居宅として占有している。	
特 記 事 項	① 本件建物は建築確認申請の完了検査済みが出ている。 ② 本建物内には、動産類及びゴミ類が置かれていて床面の状況を直接確認できない部分が多く、目視できない箇所にも汚損、破損等のある可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	65,000	98	63,700	×116.24	×0.9	= 6,660,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 小田原－35

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 73,400\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{113} & = & 65,000\text{円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の街路条件等であるが、交通接近条件、環境条件等で優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：準角地等で若干優れるが、形状（ほぼ台形）、接面私道は目的物件の先で行き止まりであること等でやや劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：建付減価率を 10%と判定した。

② 物件2（土地）

物件2土地は私道であり、不特定多数の者の通行の用に供されており、当該道路の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価 (円/㎡)	道 路 価値率	地 積 (㎡)	共有持分 割 合	土地価格 (円)
2	65,000	× 0.02	× 159	× $\frac{12}{120}$	= 20,000

標準画地価格「①のとおり」

道路価値率：2%と判定した。

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
3	150,000	× 88.69	× 0.34	= 4,520,000

現価率

- ・経過年数13年、経済的残存耐用年数17年、観察減価率（中古建物による市場性等を含み、保守管理の状態、特記事項に記載したこと等を考慮した。）40%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \frac{\text{経済的残存耐用年数17年}}{(\text{経過年数13年} + \text{経済的残存耐用年数17年})} \times (1 - 0.4) \\ &= 0.34 \end{aligned}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	6,660,000	×	0.65	法定地上権 = 4,330,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	6,660,000	－ 4,330,000		× 1.0	× 0.7		= 1,630,000
2	20,000			× 1.0	× 0.7		= 10,000
3	4,520,000	＋ 4,330,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 6,200,000
一括価格 (合計)							= 7,840,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 小田原－35

所 在：小田原市千代字東町267番4

価 格：73,400円／㎡

位 置：JR御殿場線「下曾我」駅の南東方約600m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：196㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西4m市道

用 途 指 定 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）準防火地域

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅の建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 5,175,353円

物件2 非課税（持分120分の12）

物件3 5,167,984円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

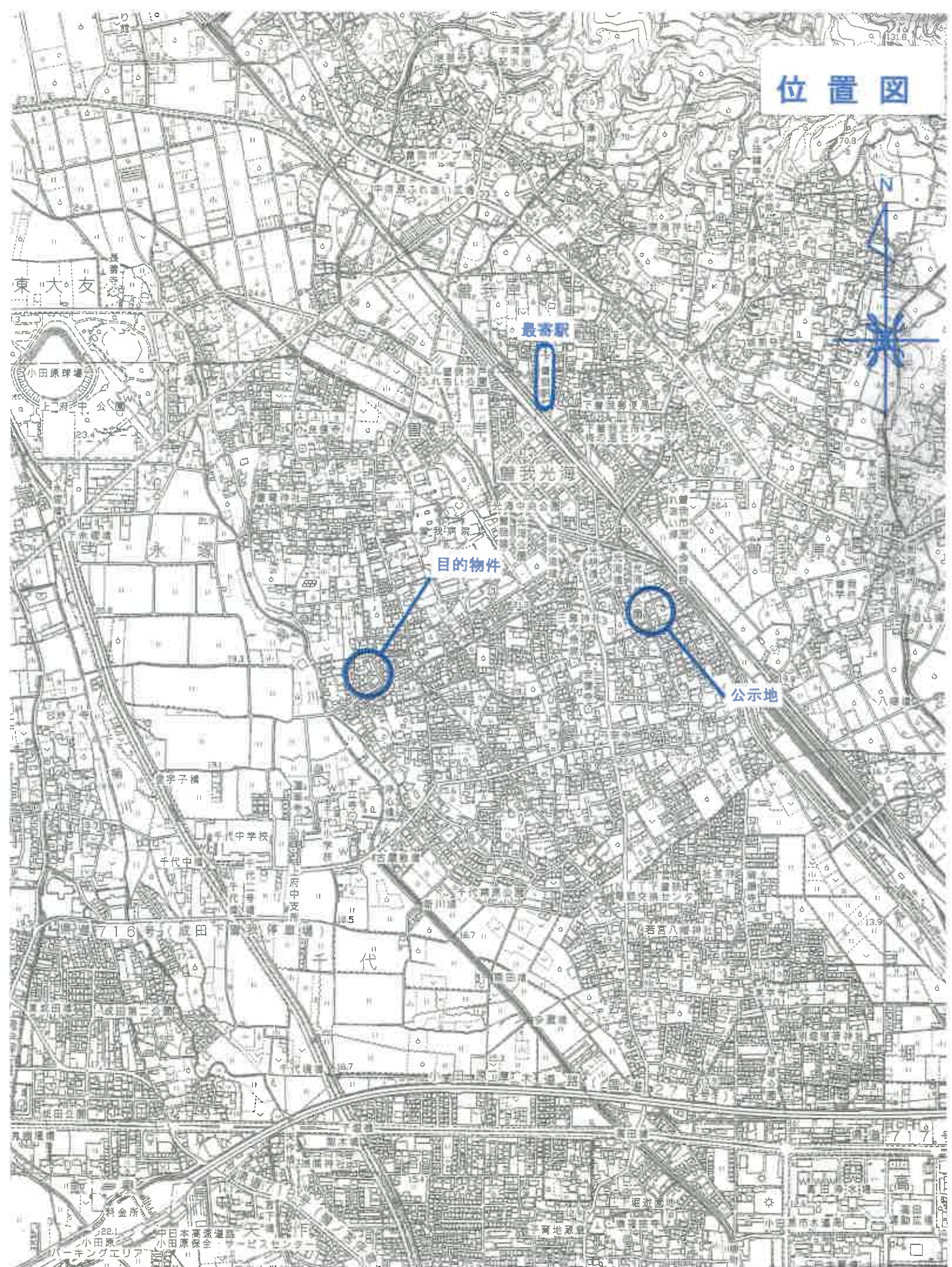
地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

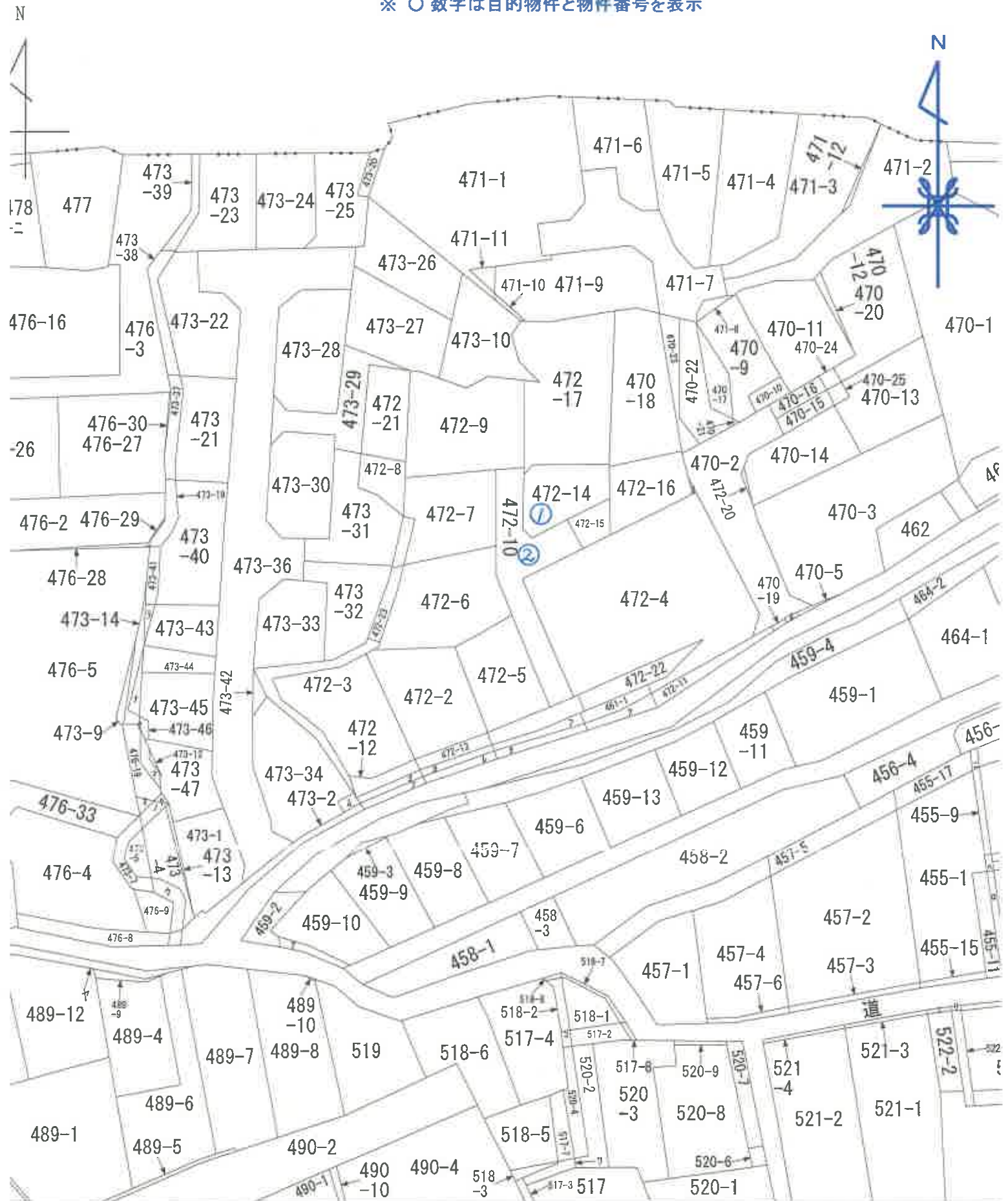
以 上

位置図



468-3 455-16 ホ 455-6 ト 513-8 リ 522-6 ル 491-1
455-12 455-20 ヘ 455-8 チ ヌ 472-18 つづく

※ ○ 数字は目的物件と物件番号を表示



本図面は、A3 判図面
から抜粋したものである。

登記年月日：平成25年2月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月20日
横浜地方公務局西湘宮文局

登記官

地積測量図

地番 472-14

土地の所在 小田原市千代字北町

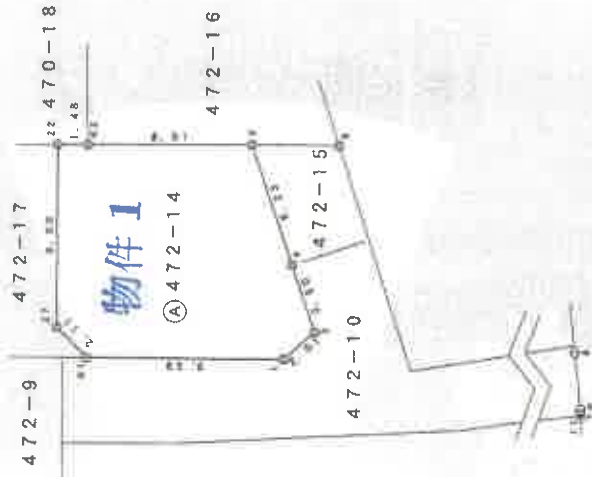
座標求積表

地番	④ 472-14			
座標	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _n - 1) Y _n	Y _n
1	103.973	98.582	980.257652	
X1	112.972	95.241	1038.593266	
27	114.879	96.141	493.493089	
22	118.001	104.585	181.565882	
X2	116.616	105.107	-933.980802	
5	108.115	107.929	-1230.174742	
4	105.218	103.068	-627.581052	
2	103.026	100.335	-124.917075	
面積				116.24
地積				116.24

物件1

引張点座標一覽表

測点名	X	座標	Y	座標
6		105.152		109.388
9		81.848		109.006
10		80.861		106.558
11		80.551		106.301



凡例

境界線の種類	凡例
① 石	
② 金属線	
③ 金属線	
④ 金属線	

測量年月日 平成25年 2月14日
測量員 佐藤 康雄 実
縮尺 1/250

作成者

申請人

登記年月日：昭和44年7月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年9月9日 横浜地方裁判所西側二宮文庫

066976 前 472-1 新 470-2, 472-6~10

地 積 測 量 図

地 番 472-6.7.8.9.10

土地の所在 川崎市千代田町



地積計算表 単位 米

⑤	472-6: 8.00 x 6.50 = 52.000
	19.20 x (1.40 + 2.80) = 82.560
	19.20 x 10.70 = 205.440
計	17.50 x 6.00 = 105.000
1/2	397.7000
	= 198.8500 M ²
⑥	472-7: 14.50 x 6.20 = 90.300
	18.20 x (3.40 + 6.40) = 225.240
計	4.40 x 6.20 = 27.280
1/2	342.820
	= 166.410 M ²
⑦	472-8: 14.20 x 1.80 = 25.560
	17.40 x (2.40 + 6.40) = 153.480
計	187.560
1/2	93.7800 M ²
⑧	472-9: 14.00 x 5.30 = 74.200
	16.50 x 3.10 = 51.150
	18.30 x (2.40 + 2.40) = 85.440
計	210.790
1/2	105.3950 M ²
⑨	472-10: 17.20 x (3.80 + 3.40) = 117.400
	17.40 x (3.80 + 3.80) = 135.240
	6.20 x 1.20 = 7.440
計	260.080
1/2	130.040 M ²
物件2	159.8050 M ²

縮 尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

44.7.2

地図整理番号: M26171

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方公務局西湘(宮元局管轄))
令和6年9月9日 旭川地方公務局

22. 23. 24.

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 3

概略間取図

